

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>(最良執行方針等の適用除外等) 第十六条の六 (略)</p> <p>2 法第四十条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券等取引について銘柄ごとに最良の取引の条 件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を内閣府 令で定めるところにより記載して定めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(最良執行方針等の適用除外等) 第十六条の六 (略)</p> <p>2 法第四十条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券等取引について銘柄ごとに最良の取引の条 件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載し て定めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>